①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																		
							１．就学援助制度の周知方法											２．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（２）	（２）ケの内容	（３）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（２）キの内容
数	35	35	35	35	34	0	20	18	10	20	20	13	1	1	11	11	7	23	17	2	0	4	2	6	6
群馬県	前橋市	前橋市教育委員会事務局　学校教育課	027-898-5815	gakkoukyouiku@city.maebashi.gunma.jp	http://www.city.maebashi.gunma.jp/		○	○	○	○	○	○					外国人向けの申請書（英語）を作成	○	○						
群馬県	高崎市	高崎市教育委員会事務局　教職員課	027-321-1298	ky-shokuin@city.takasaki.gunma.jp	http://www.city.takasaki.gunma.jp		○			○	○	○						○	○					○	保護者等が相談に来庁した場合は、教育委員会でも申請書類を配布している。
群馬県	桐生市	桐生市教育委員会教育部学校教育課学事係	0277-46-1111（内線687）	gakko@city.kiryu.lg.jp	http://www.city.kiryu.gunma.jp		○	○		○	○		○					○	○						
群馬県	伊勢崎市	教育委員会学校教育課	0270-27-2787	gakkyo@city.isesaki.lg.jp	https://www.city.isesaki.lg.jp		○		○	○	○	○			○	各校の保護者便りで周知		○	○	○					
群馬県	太田市	太田市教育委員会　学校教育課	0276-20-7084	042000@mx.city.ota.gunma.jp	http://www.city.ota.gunma.jp/005gy		○	○		○					○	継続審査時に全児童生徒に書類を配布。	援助対象となる年間収入額の目安額を記載。 外国語（英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・スペイン語）の案内文書と申請書を作成。	○	○					○	申請書を学校教育課ホームページに掲載。
群馬県	沼田市	学校教育課	0278-23-2111	numatacity@city.numata.lg.jp	http://city.numata.gunma.jp/					○	○							○							
群馬県	館林市	学校教育課	0276-72-4111	gakkyo@city.tatebayashi.gunma.jp	http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/		○			○	○	○					・援助対象となる年間所得の目安額、該当する可能性がある条件等を記載 ・就学時健診において新入学学用品費の支給について説明 ・転入者については学校にて就学援助を案内	○							
群馬県	渋川市	渋川教育委員会学校教育課	0279-22-2121	edu-g@city.shibukawa.gunma.jp	http://www.city.shibukawa.lg.jp		○	○		○	○	○						○							
群馬県	藤岡市	教育委員会　学校教育課	0274-50-8212	gako@city.fujioka.gunma.jp	https://www.city.fujioka.gunma.jp			○		○					○	毎年１０月に全児童生徒へ制度の案内を配布		○							
群馬県	富岡市	富岡市教育委員会学校教育課	0274-62-1511	tomi-kyoiku09@tomioka.ed.jp	http://www.city.tomioka.lg.jp/			○	○	○	○	○		○				○	○						
群馬県	安中市	安中市教育委員会　学校教育課	027-382-1111	gakkou@city.annaka.lg.jp	http://www.city.annaka.lg.jp/kyouiku_shougaigakushu/index.html		○			○	○	○			○	年長児へは10月の就学児検診時、小1～中2の児童生徒へは毎年12月に各学校に周知依頼をしている。	援助対象となる年間収入の目安額を記載。	○	○						
群馬県	みどり市	みどり市教育委員会学校教育課	0277-76-9845	gakkou-k@city.midori.gunma.jp	http://www.city.midori.gunma.jp			○		○	○							○	○						
群馬県	榛東村	榛東村教育委員会　学校教育班	0279-54-2211	g-kyoiku@vill.shinto.gunma.jp	http://www.vill.shinto.gunma.jp		○		○															○	教育委員会から制度の周知をし、学校から希望者に対し申請書の配布を行っている。
群馬県	吉岡町	教育委員会事務局	0279-54-3111	a44230zu@town.yoshioka.lg.jp	http://www.town.yoshioka.gunma.jp		○	○	○		○							○							
群馬県	上野村	教育委員会事務局	0274-59-2657	kyoiku@vill.gunma-ueno.lg.jp	http://www.uenomura.jp/				○									○							
群馬県	神流町	神流町教育委員会	0274-57-2111	kyouiku@town.kanna.gunma.jp	http://www.town.kanna.gunma.jp		○															○			
郡馬県	下仁田町	教育課　学校教育係	0274-82-2115	kyouiku@town.shimonita.lg.jp	http://www.town.shimonita.lg.jp				○	○		○						○							
群馬県	南牧村	教育委員会	0274-87-2011	somu@vill.nanmoku.gunma.jp	http://www.nanmoku.ne.jp/					○	○							○	○						
群馬県	甘楽町	学校教育課	0274-74-3131	kyouiku-k@town.kanra.lg.jp	http://www.town.kanra.gunma.jp			○		○								○	○						
群馬県	中之条町	教育委員会事務局　こども未来課総務係	0279-75-8824	kodomimirai@town.nakanojo.lg.jp	http://www.town.nakanojo.gunma.jp/~info/8-kodomo/shien/shien-yo-jun.html		○					○			○	・家庭訪問の中で、家庭の経済状況や保護者からの相談等により、制度の紹介を行う。 ・保護者からの直接の相談により、制度の紹介を行う。						○			
群馬県	長野原町	教育課　学校教育係	0279-82-2029	gakkou@town.naganohara.lg.jp								○												○	学校で把握し、教育委員会への情報を提示させている。（申請書なし）
群馬県	嬬恋村	教育委員会	0279-96-0544	kyouiku@vill.tsumagoi.gunma.jp	http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/index.html			○				○										○			
群馬県	草津町	草津町教育委員会事務局　学校教育係	0279-88-0005	kiinkai-gakyo@town.kusatsu.gunma.jp	http://www.town.kusatsu.gunma.jp/		○	○				○			○	年度当初の担任による家庭訪問時に各家庭の状況、あるいは保護者からの問い合わせに対して、教職員が保護者に制度を説明、用紙を配布する。						○	○		
群馬県	高山村	高山村教育委員会	0279-63-3046	t-kyouiku@vill.yakayama.gunma.jp	http://vill.takayama.gunma.jp		○	○							○	民生児童委員協議会で説明会を実施								○	事務局で把握している情報を基に民生児童委員から関係者に書類を配布
群馬県	東吾妻町	東吾妻町教育委員会事務局　教育課	0279-59-3017	gakkoukyouiku@town.higashiagatsuma.gunma.jp	http://www1.town.higashiagatsuma.gunma.jp/		○	○							○	民生児童委員の会議で説明・チラシを配布			○						
群馬県	片品村	教育委員会事務局	0278-58-2144	kyouiku@vill.katashina.lg.jp	http://www.vill.katashina.gunma.jp					○	○						・毎年、入学予定者の保護者説明会で、全員に就学援助制度の資料を配布し説明している	○		○					
群馬県	川場村	川場村教育委員会	0278-52-3458	kanai-k@vill.kawaba.lg.jp	http://www.vill.kawaba.gunma.jp/										○	小中学校の新入学児童生徒には、入学通知書と一緒に就学援助制度の案内書類を配布している								○	・広報誌に制度案内を掲載。 ・小中学校の新入学児童生徒にも、入学通知書と一緒に案内通知を配付。 ・教育委員会で、希望者に対して申請書を配付。
群馬県	昭和村	教育委員会	0278-24-5120	kyoiku@vill.gunma-showa.lg.jp	http://www.vill.showa.gunma.jp/top.htm				○	○	○				○	小学校の新入学説明会で保護者に紹介		○							
群馬県	みなかみ町	教育課	0278-62-2275	office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp	http://www.town.minakami.gunma.jp/					○	○							○	○						
群馬県	玉村町	学校教育課	0270-64-7713	g-kyouiku@town.tamamura.lg.jp	http://www.town.tamamura.lg.jp/		○	○															○		
群馬県	板倉町	教育委員会事務局　総務学校係	0276-82-1111	kyouiku@town.itakura.gunma.jp	https://www.town.itakura.gunma.jp/cont/s025000/d025010/20121212133955.html					○	○								○						
群馬県	明和町	明和町教育委員会　学校教育課	0276-84-3111	gakkou@town.gunma-meiwa.lg.jp	http://www.town.meiwa.gunma.jp		○			○	○						新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施するため、入学説明会時に保護者宛通知を配付する。	○	○						
群馬県	千代田町	千代田町教育委員会	0276-86-7008	kyoui-g@town.chiyoda.gunma.jp	http://www.town.chiyoda.gunma.jp		○	○			○				○	入学前に教育委員会より就学援助制度の書類を配布	転入手続のときに案内を配布している		○						
群馬県	大泉町	教育部　教育管理課　教育総務係	0276-63-3111	e-manage.oizumitown.ne.jp	http://www.town.oizumi.gunma.jp/		○	○	○		○	○						○							
群馬県	邑楽町	邑楽町教育委員会　学校教育課	0276-47-5041	school-ed@town.ora.lg.jp	https://www.town.ora.gunma.jp/		○	○	○		○							○	○						

①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について																			
							1．就学援助制度の周知方法											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇）											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに〇）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（2）キの内容

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準																												Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合					（３）ツに〇をし		（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	（１）平成29年度	（２）平成30年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	倍数（倍率） 倍	基準根据 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円				
数	35	28	29	25	25	25	27	15	11	21	22	21	16	21	19	7	7	4	0	9	18	18	18	18	18	0	0	6	9	35	35
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.1	総所得（諸控除前）	25	4	304					15%未満	15%未満
群馬県	高崎市																○			○	1.3	その他	25	4	367			給与収入（税引き前）	保護者の入院、失業、死亡等により、著しい収入の減少により認定している場合がある。	10%未満	10%未満
群馬県	桐生市	○	○		○	○	○					○		○																10%未満	10%未満
群馬県	伊勢崎市																	○			1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	312					10%未満	10%未満
群馬県	太田市	○	○													○					1.6	総所得（諸控除前）	24	12	435					10%未満	10%未満
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○															10%未満	10%未満
群馬県	館林市																	○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	320					10%未満	10%未満
群馬県	渋川市															○					1.1	課税所得	25	8	267					10%未満	10%未満
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○									(1)の認定基準のうち、サ，とヌ，の要件で申請を受けた場合に、別条件として、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以下であることを認定基準に加えている。	10%未満	10%未満
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○															10%未満	10%未満
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	270					10%未満	10%未満
群馬県	みどり市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3	課税所得	25	8	289					10%未満	10%未満
群馬県	榛東村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	25	4	240					10%未満	10%未満
群馬県	吉岡町	○	○	○			○							○						○									その他学校長及び教育委員会が特に就学援助を必要と認める状態にある者	5%未満	5%未満
群馬県	上野村	○	○	○	○	○	○			○	○				○															5%未満	0%
群馬県	神流町																			○									生活保護認定に至らなかった者で、民生委員・教育委員会・学校長が認めた者	0%	0%
郡馬県	下仁田町	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○															10%未満	10%未満
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○			○	○				○															10%未満	10%未満
群馬県	甘楽町	○	○				○																							5%未満	5%未満
群馬県	中之条町	○	○	○	○	○	○					○		○		○				○	1.3	課税所得	31	4	249				「テ：その他」とは、教育委員会が特に認めた者とする。	10%未満	10%未満
群馬県	長野原町																			○									（１）ア～スの状況を基に判断している。	5%未満	10%未満
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															5%未満	5%未満
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.3	総所得（諸控除前）	30	4	202					10%未満	10%未満
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○									その他特に援助が必要と認められる者	10%未満	10%未満
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	280			特別支援教育就学奨励費の需要額測定の1.2を超える場合は、民生委員等の意見聴取等行い判定する		5%未満	5%未満
群馬県	片品村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○															10%未満	10%未満
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3	総所得（諸控除前）	29	4	264					5%未満	5%未満
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○									学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者	5%未満	5%未満
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○															5%未満	5%未満
群馬県	玉村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																5%未満	5%未満
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.2	その他	30	4	240			課税所得等の分類：給与所得のみ給与収入額を計上し、その他の所得は所得額を計上している。		5%未満	5%未満
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○				1.2	その他	30	4	305			給与所得者は給与収入（控除前）で算定、給与所得者以外は所得額で算定		5%未満	10%未満
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.2	課税所得	30	4	278				千代田町教育委員会が生活困窮等により援助を必要と認めた者	10%未満	10%未満
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○				1.2	その他	30	6	331			保護者の属する世帯全員の収入額が生活保護法による生活保護基準の１．２倍以下		10%未満	10%未満
群馬県	邑楽町		○														○				1.5	その他	30	4	330			課税所得等の分類：税引き前の収入額（給与所得者以外については税引き前の所得額）		5%未満	5%未満

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準																														Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（２）ソ，タ，チを選択した場合					（３）ツに○をし		（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	（１）平成29年度	（２）平成30年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	係数（倍率） 倍	目安額（年額） 万円				

①都道府県	②市町村名	Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額 １．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額 学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
数	35	0	0	0	7	7	7	28	28	0	0	0	0	7	7	7	28	28	0	5	5	0	1	1	1	0	0	1	11	12	1	20	19	19	3	3	1	15
群馬県	前橋市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
群馬県	高崎市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	20,210				修学旅行費については、平成29年度実績
群馬県	桐生市							○	11,420								○	40,600											○	20,895								
群馬県	伊勢崎市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
群馬県	太田市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	21,490								通学費　実績なし。
群馬県	沼田市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	25,000								・通学費については、4km以上の児童を対象としているが該当なし。校外活動費（宿泊を伴うもの）については、平成30年度の実施予定なし ・修学旅行費については、当初予算計上額。
群馬県	館林市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	21,490								・修学旅行費は平成30年度予算計上単価 ・通学費が支給項目にあるが、実績はなし
群馬県	渋川市							○	11,420								○	40,600											○	25,331								
群馬県	藤岡市							○	11,420								○	40,600											○	21,000								修学旅行費の平均支給額は、今年度の予算単価を記入。
群馬県	富岡市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	27,000								・修学旅行費は、各学校からの実施報告を待ち、支給額を決定するため、予算額を記載。 ・通学費については、実績なし
群馬県	安中市							○	14,780								○	40,600											○	25,800								支給平均額については、平成29年度の実績額
群馬県	みどり市							○	11,420								○	40,600											○	23,016								
群馬県	榛東村							○	11,420								○	40,600											○	21,490								
群馬県	吉岡町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,430				修学旅行費：平成29年度実績額
群馬県	上野村				○	11,420	0							○	40,600	0							○	39,290	0							○	21,490	0				対象者がいないため、支給見込みなし
群馬県	神流町							○	11,420								○	20,470														○	21,190	0				・上限額未満は実費支給 ・該当者なしのため実績なし
郡馬県	下仁田町							○	11,420								○	40,600		○	0								○	25,000								通学費：費目としてはあるが、スクールバスを利用しているため、保護者の負担が生じておらず、援助の必要性がない
群馬県	南牧村				○	22,840	22,840							○	40,600	40,600																						
群馬県	甘楽町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	18,763				
群馬県	中之条町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
群馬県	長野原町							○	11,420								○	40,600																	○	18,000		
群馬県	嬬恋村							○	11,420								○	40,600																			○	修学旅行費は実費の8割を援助（支給平均額 16,076円）
群馬県	草津町							○	11,420								○	40,600										○							○	21,490		通学費（０円）費目としてはあるが、小学校4km以上の遠距離通学については草津町遠距離通学費により援助。
群馬県	高山村				○	11,420	9,959							○	40,600	40,600																○	21,490	21,198				
群馬県	東吾妻町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
群馬県	片品村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
群馬県	川場村							○	12,000								○	21,200														○	25,000	20,799				
群馬県	昭和村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
群馬県	みなかみ町							○	13,590								○	40,600																	○	21,180		学用品費　　１年生:11,420円　　2~6年生:13,590円
群馬県	玉村町							○	13,650								○	40,600														○	21,190	21,190				
群馬県	板倉町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
群馬県	明和町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	20,095				支給平均額は29年度実績額
群馬県	千代田町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
群馬県	大泉町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	20,177				
群馬県	邑楽町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				

| ①都道府県 | ②市町村名 | Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市町村名	2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		（１）　費目毎の援助額																																						（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
数	35	0	0	0	6	6	6	28	28	0	0	0	0	7	7	7	28	28	0	5	5	0	1	1	1	0	0	1	13	14	1	19	18	18	3	3	0	16
群馬県	前橋市							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				
群馬県	高崎市							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				修学旅行費については、平成29年度実績
群馬県	桐生市							○	22,320								○	47,400											○	60643								
群馬県	伊勢崎市				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57590	57590				
群馬県	太田市							○	22,320								○	50,000		○	0								○	57590								通学費　実績なし。
群馬県	沼田市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	67000								・通学費については、6km以上の生徒を対象としているが該当なし。 ・修学旅行費については、当初予算計上額。
群馬県	館林市							○	22,320								○	47,400		○	51560								○	57590								・修学旅行費は平成30年度予算計上単価。 ・通学費は平成30年度より支給該当者がおり、実費支給予定額
群馬県	渋川市							○	22,320								○	47,400											○	69961								
群馬県	藤岡市							○	22,320								○	47,400											○	63000								修学旅行費の平均支給額は、今年度の予算単価を記入。
群馬県	富岡市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	66000								・修学旅行費は、各学校からの実施報告を待ち、支給額を決定するため、予算額を記載。 ・通学費については、実績なし。
群馬県	安中市							○	26,050								○	47,400											○	70900								支給平均額については、平成29年度の実績額
群馬県	みどり市							○	22,320								○	47,400											○	60028								
群馬県	榛東村							○	22,320								○	47,400											○	57590								
群馬県	吉岡町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				修学旅行費：平成29年度実績
群馬県	上野村				○	22,320	0							○	47,400	0							○	79410	0							○	57590	0				対象者がいないため、支給見込みなし
群馬県	神流町							○	22,320								○	23,550											○	55700								支給平均額は30年度予算計上単価
郡馬県	下仁田町							○	22,320								○	47,400		○	0								○	56000								通学費：費目としてはあるが、スクールバスを利用しているため、保護者の負担が生じておらず、援助の必要性がない
群馬県	南牧村													○	47,400	0																						新入学児童生徒学用品費等については実績なし。
群馬県	甘楽町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				
群馬県	中之条町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				
群馬県	長野原町							○	22,320								○	47,400																	○	48000		
群馬県	嬬恋村							○	22,320								○	47,400											○	26617								修学旅行費は実費の8割を援助 ※支給平均額は生徒が当日不参だったためキャンセル料のみ
群馬県	草津町							○	22,320								○	47,400										○							○	57590		通学費（０円）費目としてはあるが、中学校6km以上の遠距離通学については草津町遠距離通学費により援助。
群馬県	高山村				○	22,320	18,950							○	47,400	47,400																○	57590	29250				
群馬県	東吾妻町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57590	57590				医療費及び学校給食費について、小中学校においては無償化を実施しているため0円とした。
群馬県	片品村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57590	57590				
群馬県	川場村							○	24,600								○	24,550														○	72000	72000				
群馬県	昭和村				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57590	57590				
群馬県	みなかみ町							○	24,490								○	47,400																	○	56670		学用品費　　1年生:22,320円　　2~3年生:24,490円
群馬県	玉村町							○	24,550								○	47,400														○	60000	60000				
群馬県	板倉町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				
群馬県	明和町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				
群馬県	千代田町							○	22,320								○	47,400														○	21490	21490				
群馬県	大泉町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57004				
群馬県	邑楽町							○	22,320								○	47,400														○	57590	57590				

| ①都道府県 | ②市町村名 | 2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																				Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況											就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
数	35	4	4	3	0	0	0	29	0	4	0	0	0	2	2	8	0	1	0	0	7	0	2
群馬県	前橋市	○		○																			
群馬県	高崎市							○															
群馬県	桐生市	○	○							ア及びイについて ・中学校において、制服・体操着のリユースを実施（一部の学校にて実施、貸出もしくは販売）						○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・準要保護認定の中学生を対象とした部活動経費補助（一人当たり限度額3,000円）		事務手続きの見直しなどを通じて、保護者や学校事務の負担軽減を図りたい。
群馬県	伊勢崎市							○						○									
群馬県	太田市		○																				
群馬県	沼田市							○															
群馬県	館林市							○															
群馬県	渋川市							○															
群馬県	藤岡市	○	○	○						イ及びウについて ・卒業生に不要になった体操服等を寄附してもらい、必要に応じて貸し出したり、支給している。						○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・藤岡市中学校生徒自転車通学者用ヘルメット購入費補助金…一人当たり1,000円を補助する。3年間のうち1回を限度とする。		
群馬県	富岡市							○															
群馬県	安中市	○																					
群馬県	みどり市							○								○							
群馬県	榛東村							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・第3子以降給食費無料、給食費１０％軽減措置		
群馬県	吉岡町							○															
群馬県	上野村							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・教材に関する学用品等については、保護者負担の軽減を図るため、多くを村費で負担している。		本村は、通学費や教材費、そして、給食費など保護者負担の軽減のため村費負担に努めている。
群馬県	神流町							○															
郡馬県	下仁田町							○															
群馬県	南牧村							○															
群馬県	甘楽町							○															
群馬県	中之条町							○															
群馬県	長野原町							○															
群馬県	嬬恋村							○						○		○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・就学援助とは別に，学用品費等の全部助成		
群馬県	草津町		○	○						ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与 ・希望する生徒の制服リサイクルを行っている。					○	○					オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与 ・希望する生徒の制服リサイクルを行っている。 カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・中学生の制服購入代半額負担。		
群馬県	高山村							○															
群馬県	東吾妻町							○								○		○			カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・全小学・中学入学時に、入学祝い金（小学生）、入学支度金（中学生）を支給している。		
群馬県	片品村							○															
群馬県	川場村							○															
群馬県	昭和村							○															
群馬県	みなかみ町							○															
群馬県	玉村町							○							○								
群馬県	板倉町							○															
群馬県	明和町							○															
群馬県	千代田町							○															
群馬県	大泉町							○															
群馬県	邑楽町							○															

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																										Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況																就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）										（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）																
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）クの内容及び補足説明		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）	（2）コの内容及び補足説明		（3）その他学校や教育委員会以外での取組		